

平成29年度第1回袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議

1 開催日時 平成29年6月30日（金） 午前10時開会

2 開催場所 市役所旧館3階大会議室

3 出席委員

委員長	片倉 憲太郎	委員	神崎 保
副委員長	柳瀬 芳枝	委員	和田 操
委員	中山 恵美子	委員	大熊 賢滋
委員	小熊 良	委員	千貫 啓太
委員	高橋 広幸	委員	寺田 陽一
委員	小林 清子	委員	伊藤 桂子
委員	福島 桜子	委員	中島 友子
委員	進藤 節子	委員	阿蘇 由紀子
委員	弘中 邦典		

4 欠席委員

委員	佐藤 ちひろ	委員	田中 直子
委員	小貫 篤史		

5 出席職員

福祉部長	宮嶋 亮二
子育て支援課長	今関 磨美
子育て支援課副課長（子育て環境推進班長事務取扱）	竹川 義治
子育て支援課こども家庭班長	今村 豪
子育て支援課子育て環境推進班 副主査	巽 浩二郎
子育て支援課子育て環境推進班 主任主事	川島 秀之
保育課長	高浦 正充
保育課保育班長	勝畑 孝光
健康推進課上席保健師（すこやか親子班長）	茂木 敬子
学校教育課副参事（指導班長事務取扱）	鈴木 大介

6 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	2人

7 議題

- (1) 子育て支援施策について
- (2) その他

8 議事

1 開会

2 委嘱状交付

※市長より名簿順に委嘱状を交付

3 市長挨拶

※市長より挨拶・市長退席

4 出席者紹介

※各委員自己紹介・事務局職員紹介

5 委員長及び副委員長の選出

事務局

それでは、委員長及び副委員長の選出に入らせていただきます。

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例第5条では、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定めることとなっております。選出にあたりまして、宮嶋福祉部長より進行役を務めさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

※異議なしの声

それでは宮嶋福祉部長、進行をお願いします。

宮嶋福祉部長

それでは袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議の委員長・副委員長の選出を行いたいと思いますが、その前に、当会議の概要、目的等について、事務局から説明申し上げます。

事務局

それでは当会議の目的、概要等について説明させていただきます。お配りしております「袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議条例」をご覧ください。

当会議の設置については、条例第1条において、本市における子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議を置くこととしております。

所掌事務につきましては、条例第2条において、次に掲げる事務を処理するものとしております。(1)特定教育・保育施設の利用定員の設定に関して審議し、意見を述べること。(2)特定地域型保育事業の利用定員の設定に関して審議し意見を述べること。(3)市町村子ども・子育て支援事業計画に関して審議し、意見を述べること。(4)次世代育成支援対策推進法の規定に基づく市町村行動計画に関して審議し、意見を述べること。(5)本市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議し、意見を述べること。

以上となります。

宮嶋福祉部長

所掌事務の(1)に特定教育・保育施設とありますが、これは保育所等のことで、(2)にある利用定員を会議でご確認いただくということがございます。これは今年度予定をしております、後程詳

細を説明させていただきます。また、事前にお配りしている「子育て応援プラン」は、ここに書いている計画のことです。その設定に当たっても、ご意見をいただくということがございます。個別の事業に関しても、逐次紹介、説明をしまして、その推進状況についてご意見をいただくという内容になっております。

これらについて何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

それではこの会議の委員長と副委員長の選出ですが、先程の説明にもありましたとおり、委員の互選により決定します。まず委員長の互選に入らせていただきます。立候補、推薦等を含めて何かご意見等がございましたらお願いします。

はい、大熊委員お願いします。

大熊委員

意見になりますが、子ども・子育て支援事業計画の策定時から、委員長としてご活躍いただきました長浦保育園園長の片倉憲太郎委員に委員長をお願いしてはいかがでしょうか。

宮嶋福祉部長

今、片倉委員をお願いしてはどうかというご推薦の意見がありましたが、他にご意見やご推薦、立候補がございませうか。

それでは、片倉委員を委員長とすることについてお諮りしたいと思います。皆様いかがでしょうか。

※異議なしの声

宮嶋福祉部長

ありがとうございます。

片倉委員、ご承諾いただけますでしょうか。

片倉委員

はい。

宮嶋福祉部長

ありがとうございます。

それでは、委員長につきましては片倉憲太郎委員をお願いしたいと存じます。

続きまして副委員長の互選ですが、立候補、ご推薦等ありましたらお願いします。はい、小林委員、お願いします。

小林委員

民生委員児童委員の柳瀬委員とお仕事をさせていただいておりますが、大変経験が豊かで、副委員長にふさわしい方だと思いますので、推薦させていただきます。

宮嶋福祉部長

ありがとうございます。

ただ今、民生委員児童委員を務められている柳瀬委員をご推薦いただきました。他に立候補や推薦等はございませうか。よろしいでしょうか。

それでは柳瀬委員に副委員長をお願いすることについてお諮りしますがいかがでしょうか。

※異議なしの声

宮嶋福祉部長

ありがとうございます。
柳瀬委員、ご承諾いただけますでしょうか。

柳瀬委員

はい。

宮嶋福祉部長

ありがとうございます。
それでは、副委員長につきましては柳瀬委員にお願いしたいと存じます。
委員長、副委員長が選出されましたので、進行役の任を解かせていただきます。

事務局

それでは、委員長、副委員長は、所定の席へご移動くださるようお願いいたします。

委員長、副委員長挨拶

※委員長、副委員長より挨拶

6 議 題

(1) 子育て支援施策について

※事務局から資料により説明

【 質疑・応答 】

片倉議長

ただ今、事務局から子育て支援施策について説明がありました。
ただ今の内容について、ご意見、ご質問があれば、お願いいたします。
子育て世代総合支援センターや産前産後ヘルパーといった新しい施策があります。また認可保育園と認定こども園の開設もあります。子どもを取り巻く環境について市では整備を進めている状況です。そのような中でもご意見があればお受けいたします。
はい、事務局お願いします。

事務局

議題が4項目一括の説明で恐縮でした。1はこれまでの少子化対策の国の取組ということで、結論としては平成27年度は新しい制度ができたというのが趣旨です。以前は保育所、幼稚園といえはその1種類のみでしたが、それが小規模保育や家庭的保育といった小規模の施設による保育事業も可能になりました。大きく変わりましたのは、これまで保育所、幼稚園に入る際には入所の申し込みをいただくだけでしたが、先程「認定」という説明がありましたが、認定を受けて保育所、幼稚園をご利用いただくようになったということです。ただし、市内にある私立幼稚園2園につきましてはこの制度に移行しないという意思表示をさせていただいておりますので、直接の申し込みができます。市立幼稚園につきましては、この認定をお受けいただくというのが1の流れです。2、3、4につきましては、市の子育て施策が、この新制度等の内容も含めて計画を策定しているという説明でした。その計画も、2本の計画を合わせて1本にしているということです。その中で、例えば

先程駅舎の改修の説明がありましたが、これによってエレベーターができ、乳母車をご利用の母親も駅の利用がしやすくなった、そのような施策まで含めたものが子育て応援プランの次世代育成支援行動計画の部分。またもう一つの子ども・子育て支援事業計画は、保育所の整備をどこまでやるか、そのような内容が中心となっていて、保育ニーズに対して保育所や認定こども園等のサービスの確保量を定めているものです。

そういった計画の内容を駆け足でのご説明でしたが、ご感想等何かございましたらお願いいたします。

片倉議長

委員の皆様いかがでしょうか。

はい、小熊委員。

小熊委員

部分的なことになりますが、病後児保育の具体的な定員や医師・病院との連携についてご説明をお願いします。

片倉議長

定員等の内容ですね。お願いします。

事務局

病後児保育は1日にお預かりできる定員は4名程度、病時期から快復期に至っているおり、急な病状変化がないお子様を病院等と連携しながらお預かりしています。実施施設は、長浦保育園です。また、6月からは大空保育園で病児保育が始まっています。

小熊委員

2施設で10名弱ということですね。

事務局

そうですね。10名まで行かず、7名程度ということです。

事務局

病後児保育もありますが、6月から始まった病児保育は、感染性が強い病状ではお預かりできませんが、そうでない場合は医師の診断で園でお預かりできるというものです。

小熊委員

病児と病後児2つあるということですね。そうすると概要版の一番後ろのページの表(7)病児保育事業とあるのは、これはこれで正しいということですか。

事務局

概要版にある病児保育事業というのは、病児保育、病後児保育の2つを含んでおります。

小熊委員

わかりました。ありがとうございました。

片倉議長

元々病後児保育をスタートした時には、快復期のお子さんの利用が中心でした。病児の場合は、医療行為が発生しているお子さんで、保護者の方がどうしても仕事に行かなければならない場合に、緊急に保育するという形になります。ただし、伝染疾患の場合は、定員を制限する場合があります。他にございますか。

小林委員

先日学童に伺った時に、お母さんの仕事が東京方面でも袖ヶ浦は保育園が充実していて、すぐに子どもを預けられるけれども、例えば子どもが病気になった時に、東京からだすぐに帰れない。その方は親戚等が近くにいないということで、そういう場合は保育園の延長保育で何時頃まで預かっていたかということと、私は特別支援に関わってきたんですが、市でそういうお子さんを保育園や幼稚園でどの程度の子どもまで預かって、その子に合った教育をしていただけるのかお聞きしたいです。

片倉議長

はい、延長保育の内容ということで、お願いします。

事務局

まず延長保育については、公立と私立でそれぞれ少し時間が異なっておりますが、基本的には公立ですと午後7時まで、ただし吉野田保育所については午後7時半まで。私立ですと、午後7時までであったり、午後9時まで預かるところもあります。病気で熱が出たりして、保護者の方に連絡が中々取れないというような場合には保育所で時間まで預かることもあります。

小林委員

障害を持ったお子さんの受け入れの相談があれば、市役所でこういうところがありますよと紹介いただけるのでしょうか。

事務局

基本的に障害をお持ちの方を区別はしていませんので、希望者の申請により調整を行います。実際各園数名ずつ、いないところもありますが、受け入れしております。

事務局

病気のお子様の預かりですが、お子様の具合が悪くなったときには通院も必要になると思いますので、大変申し訳ないのですが、できれば保護者の方にお越しいただくという連絡をさせていただきます。制度的には保護者の方にお迎えに来ていただくという内容になっておりますが、どうしても来られないという場合には、園の中でお待ちするとか、保護者の方と相談の上通院するということがあります。基本的には保護者の方がいらっしゃる中での、通院、医療行為というのは中々問題もありますので、まずはお迎えに来ていただくというお願いをします。必ずしも延長保育でお預かりをしているものではありませんので、ご理解いただきたいと思っております。

片倉議長

病後児の場合は、あくまでもお子さんが体調を崩しているという場合になりますが、長浦保育園ではただお子さんを休めるだけでなく、看護師が必ず付き添います。保護者の方が仕事で迎えに来られないという場合は、看護師が付き添いで病院に連れて行き、その内容は保護者に報告しています。今話されたように、なるべく早めにお迎えに来ていただけるのが一番良いのですが、それまで

は、看護師、保育士が携わって保育しておりますので、安心していただける状況かと思えます。
他にございますか。はい、阿蘇委員。

阿蘇委員

こども園が来年の4月に開園し、今井幼稚園が閉園するということですが、お子さんをそちらに通わせたかったという母親もいまして、中川幼稚園が公立で1箇所になってしまったときに、昭和地区等距離があるご家庭の方でも通いたいという方もいらっしゃると思います。その送迎バスはどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

事務局

送迎バスについては、今必要な台数等を精査していくところで、これから公立幼稚園統合に向けての準備の中で、バスの利用台数等必要なところへ配車できるように検討を進めていきたいと考えております。

阿蘇委員

市内であれば送迎バスは利用可能ということによろしいでしょうか。

事務局

そのように考えております。ただし、小さなお子さんの利用ですので、乗車の時間も含めて検討しているところです。

片倉議長

よろしいでしょうか。
他にありますか。はい、進藤委員。

進藤委員

意見ではなくお願いになりますが、そでがうらこども館では利用者がかなり増えてきておりますが、お母さん方からは「認定こども園ができるけど、どんな施設なの？」というご質問が多くあります。広報やちらし等で市民の方々にお知らせはしておりますが、やはりまだまだ不足していると感じます。お母さん方は育休中に利用されている方がかなりいらっしゃいます。その中で、情報の出所はわかりませんが、保育所は1歳児の入所は難しいけど、0歳児であれば入れるということが話に出てくるのが多くあります。そうすると、認定こども園でも保育をお願いしたいという方がますます多くなってくる。そこで保育所と認定こども園ではどう違うのか、という疑問があったりしますので、そういった内容をもう少しわかりやすく皆様にお知らせできたら良いのかなと思えます。

事務局

ご意見ありがとうございます。認定こども園につきましては、袖ヶ浦市としては今回初めてということで、今お話いただきましたとおり、中々わからないという方もいらっしゃると思います。このこども園は、従来の保育所と幼稚園の機能を併せ持った施設になります。保育所は、ご両親が仕事等で家庭での保育が難しい場合に、入所できるものです。幼稚園はそのような家庭でなくとも利用できますが、このように、家庭の事情によって預ける施設が別々というのが、これからの時代に沿うものなのかということがあります。また例えば、仕事があつて保育所を利用していたけれども、仕事を辞めて保育所が利用できなくなった場合、こども園であれば幼稚園部分で引き続き同じ施設に通えるというメリットもあります。このような内容は、昨年度中も説明会や広報に掲載してはお

りますが、来年度4月開設ということで、ご質問等がかなり多くなっているというのは承知しているところですが、今年9月を目途に事業者から説明会を開催する予定であるということをお聞きしておりますので、またお問い合わせ等ありましたら、そのような予定があるということをお伝えいただければと思います。

片倉議長

認定こども園の場合は他の幼稚園と保育園の違いの中にも、認定を受けなければならないということが有ります。入園は園との直接契約になりますが、認定こども園の場合は市の認定を受けるという作業が入ります。後は今事務局から説明があったように、保育園と幼稚園の機能を併せ持っているというのが大筋の内容になります。

他にございますか。はい、中島委員。

中島委員

認定こども園の質問に引き続きですが、幼保兼ね備えた施設ということですが、それぞれどちらに申請するかということで、入園先が決まると思います。その際、保育所に通う時に利用料が計算されると思いますが、その点に関して幼稚園部分に通われるお子さんと保育園部分に通われるお子さんに違いはありますか。

事務局

認定こども園の幼稚園部分、いわゆる1号認定保育料も、保育部分の2号・3号についても、保護者の所得に応じて保育料が決まってまいります。

中島委員

幼稚園部分の利用時間については、現在幼稚園に通われているお子さんが帰ってくるような時間に帰されるということでしょうか。

事務局

こちらは事業者との話になるかと思いますが、基本的にはそのようになると思います。

片倉議長

よろしいですか。

他にございますか。はい、伊藤委員。

伊藤委員

続けてこども園についてお話を伺いますが、幼稚園部分と保育所部分は、こども園の中でくっきり分かれた形になるのか、それとも年代によって統合されて教育されていくのか、教えてください。

事務局

本日こども園に関する資料をご用意しておりませんので、分かりにくくて申し訳ございませんが、今年度、こども園の認可に向けての手続き等もございまして、今後の会議の予定の中で、ご説明させていただいて、ご意見をいただきたいと思っております。

ただ今のご質問についてですが、年齢ごとのお話をさせていただきますと、まず0歳から2歳までのお子さんは保育しかなく、幼児教育の部分はございません。専門用語で恐縮ですが、先程から認定という言葉が出ております。この認定について、1号認定、2号認定、3号認定と3種類ありまして、この内の3号認定に当たります。3号認定は0歳から2歳のお子さんで、保育を必要とす

る方になります。1号認定、2号認定については、3歳から5歳のお子さんで、その内幼児教育のみ必要とする方が1号認定、保育を必要とする方が2号認定を受けていただき、お子さんを預けていただくということになります。お預かりする形態については、3号については、これは保育しかないので、通常の保育園と同じような形でお預かりしていただいて、1号と2号については、お子さんは一緒にお預かりする形になります。1号のお子さんだけの教室、2号のお子さんだけの教室という分け方はしません。人数が多くなるとクラス分けをしなければならないので、クラスは複数に分かれることとなりますが、その一つのクラスの中に1号のお子さんもいれば2号のお子さんもいるという形で、同じ教育・保育が受けられる、同じカリキュラムで受けていただく形になります。ただし、先程もお話にありましたが、お預かりする時間については、1号の方は通常の幼稚園と同じ時間になりますので、お早めにお帰りをいただくということがあります。その後、2号のお子さんは通常の保育と同じ形で保護者の方がお迎えに来るまでお預かりするという形になります。

片倉議長

よろしいですか。

他にございますか。それでは意見がないようですので、子ども・子育て支援施策についての議題を終了いたします。

(2) その他

※事務局から資料により平成29年度の会議予定、ファミリーサポートセンターの提供会員の募集について説明

【 質疑・応答 】

片倉議長

ありがとうございました。

事務局からは以上でよろしいですか。

委員の皆様からその他ということで何かあればお願いします。はい、小熊委員。

小熊委員

ファミリーサポートセンターの件ですが、提供会員と利用会員の需給のバランスは、袖ヶ浦市の現状はいかがでしょうか。

片倉議長

事務局お願いします。

事務局

提供会員の方が現在34名程度、提供と利用の両方の会員の方が10名程度、それ以外の利用のみの会員の方が150名程度でございます。今現在は何とか援助できている状況ですが、利用したい会員に比べまして、提供会員が固定化して中々新規加入が難しいということがありまして、今様々なところで周知させていただいております。利用会員の方は子育ての状況の中で核家族であったりとか、大変であるという声を聞いておりますが、ファミリーサポートセンターでは、特に昭和地区や長浦地区の方に利用会員として多くお申込みいただいているところです。市としましては利用希望に対して、提供会員を様々なところで募らせていただきまして、スムーズにサービスを提供させていただきたいということで、ご案内させていただいております。

片倉議長

他にありますか。ないようですので、その他の議題を終了します。

今日は新しい委員の皆様に来ていただきまして、最初の会議ということになりましたが、思った以上に新委員の皆様にもご発言いただくことができました。本日は、皆様の貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

以上をもちまして進行を事務局に戻します。

7 閉会